プロジェクト	SSBJ 基準テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」 ISSB 公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号の修正案」に対応する気候関連開示基準の改正
項目	「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示

Ⅰ．本資料の目的

1. 本資料は、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）が 2025 年 4 月 28 日に公表した公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号の修正案」（以下「ISSB の公開草案」という。）によって提案された修正のうち、次の論点に関するサステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」（以下「気候基準」という。）の改正の方向性を検討することを目的としている。

(1) 「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示

Ⅱ．事務局による提案の要約

2. 本論点における事務局の提案を要約すると、次のとおりである。

(1) ISSB の公開草案で提案されている IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）第 29 項(a)(vi)(2)の修正及び第 29A 項の追加と整合的に、次の内容で気候基準を修正・追加する。（後述の第 26 項から第 29 項参照）

① ファイナンスド・エミッションは、「スコープ 3」「カテゴリー15（投資）」の全部又は一部を構成するものであることを明確にする。

② 「スコープ 3」温室効果ガス排出を開示するにあたり、「カテゴリー15」に含める温室効果ガス排出をファイナンスド・エミッションに限定すること、及びデリバティブに関連する温室効果ガス排出を「カテゴリー15」から除外することができることとする。

③ 除外した「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出に関連する金融活動及びデリバティブに関しての説明を求める。

④ 「スコープ 3」「カテゴリー15」にファイナンスド・エミッション以外の温室効果ガス排出を含めている場合、「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の開示に含めたファイナンスド・エミッションの小計を求める。

(2) ISSB 基準の要求事項に代えて企業が適用を選択することができる SSBJ 基準に追加した選択肢は設けない。（後述の第 30 項参照）

(3) ISSB 基準に含まれない追加的な定めは設けない。（後述の第 31 項参照）

Ⅲ. 論点の概要

ISSB の公開草案おける提案

3. IFRS S2 号が「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ 3）基準（2011 年）」（以下、「『スコープ 3 基準（2011 年）』」という。）における「カテゴリー15」の定義のみを参照し、「カテゴリー15」に含めなければならない（及び含めることができる）排出の種類については参照しない場合、IFRS S2 号を適用するにあたり、「カテゴリー15」に含めるべき排出の種類が明確ではないとの適用上の課題が識別されていた。

4. ISSB の公開草案では、当該課題への対応として、「スコープ 3」「カテゴリー15」に含めるべき温室効果ガス排出をファイナンスド・エミッションに限定することを認める修正が提案された。この提案は、「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の一部（デリバティブに関連する排出、ファシリテーションに係る排出及び保険に関連する排出などを含む。）を除外することを認めるものとされている。

5. また、前項の容認規定に従って除外した企業の「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出に関連するデリバティブ及び金融活動の規模を一般目的財務報告書の利用者が理解できるようにするために、次の事項の開示を要求することが提案された。

(1) 除外したデリバティブの数値（amount）及び「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の開示を限定する目的で何をデリバティブとして扱うかの説明

(2) 除外した他の金融活動の数値（amount）

6. ISSB の公開草案における、本論点に関する修正案は、次のとおりである。

（和文は事務局による仮訳）

29 An entity shall disclose information relevant to the cross-industry metric categories of:

(a) greenhouse gases—the entity shall:

(vi) for Scope 3 greenhouse gas emissions disclosed in accordance with paragraph 29(a)(i)(3), and with reference to paragraphs B32-B57,

disclose:

(2) additional information about the entity's financed emissions (which are part of Category 15 greenhouse gas emissions) ~~or those associated with its investments (financed emissions)~~, if the entity's activities include asset management, commercial banking or insurance (see paragraphs B58-B63);

企業は、産業横断的指標カテゴリーに関連する次の情報を開示しなければならない。

(a) 温室効果ガス ― 企業は、次のことを行わなければならない。

(vi) 第29項(a)(i)(3)に従って開示される「スコープ3」の温室効果ガス排出については、B32項からB57項を参照し、次の事項を開示する。

(2) 企業の活動が資産運用、商業銀行又は保険を含む場合、企業のファイナンスド・エミッション(「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の一部である。) ~~又は企業の投資に関連する排出(ファイナンスド・エミッション)~~に関する追加的な情報(B58項からB63項参照)

29A In preparing disclosures to meet the requirement in paragraph 29(a)(i)(3):

(a) an entity may limit what is included within the entity's measure of Scope 3 Category 15 greenhouse gas emissions to financed emissions– that is, greenhouse gas emissions attributed to loans and investments made by an entity to an investee or counterparty. The term 'loans and investments' includes loans, project finance, bonds, equity investments and undrawn loan commitments. For an entity that participates in asset management activities, financed emissions include greenhouse gas emissions attributed to assets under management. For the purposes of the limitation, an entity is permitted to exclude any greenhouse gas emissions associated with derivatives.

(b) an entity shall disclose information that enables users of general purpose financial reports to understand the magnitude of the derivatives and financial activities associated with the entity's Scope 3 Category 15 greenhouse gas emissions that are excluded in accordance with paragraph 29A(a). Specifically, the entity shall disclose:

(i) the amount of derivatives it excluded and an explanation of what it treats as derivatives for the purposes of limiting its disclosure of Scope 3 Category 15 greenhouse gas emissions; and

(ii) the amount of other financial activities it excluded.

第29項(a)(i)(3)の要求事項を満たすための開示を作成するにあたり、次のとおりと

する。

(a) 企業は、「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出についての企業の測定値に含める内容をファイナンスド・エミッション（すなわち、企業が投資先又は相手方に対して行った融資及び投資に帰属する温室効果ガス排出）に限定することができる。「融資及び投資」という用語には、融資、プロジェクト・ファイナンス、債券、株式投資及び未実行のローン・コミットメントが含まれる。資産運用活動に参加する企業については、ファイナンスド・エミッションには運用資産残高に帰属する温室効果ガス排出が含まれる。この限定の目的上、企業は、デリバティブに関連する温室効果ガス排出を除外することが容認される。

(b) 企業は、第 29A 項(a)に従って除外した企業の「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出に関連するデリバティブ及び金融活動の規模を一般目的財務報告書の利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は、次の事項を開示しなければならない。

(i) 除外したデリバティブの数値（amount）及び「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の開示を限定する目的で何をデリバティブとして扱うかの説明

(ii) 除外した他の金融活動の数値（amount）

B59 Paragraph 29(a)(i)(3) requires an entity to disclose its absolute gross Scope 3 greenhouse gas emissions generated during the reporting period, including upstream and downstream emissions. An entity that participates in one or more of the following financial activities is required to disclose additional and specific information about its financed emissions (which are part of Category 15 greenhouse gas emissions) ~~or those emissions associated with its investments which is also known as 'financed emissions'~~:

(a) asset management (see paragraph B61);

(b) commercial banking (see paragraph B62); and

(c) insurance (see paragraph B63).

第 29 項(a)(i)(3)は、企業に対し、上流及び下流の排出を含め、報告期間中に企業が生成した「スコープ 3」の温室効果ガス排出の絶対総量（absolute gross）を開示することを要求している。次の金融活動の 1 つ以上に参加する企業は、ファイナンスド・エミッション（「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の一部である。）~~又は「ファイナンスド・エミッション」としても知られる企業の投資に関連するそれらの排出~~についての追加的で具体的な情報を開示することが要求される。

(a) 資産運用（B61 項参照）

(b) 商業銀行（B62 項参照）

（c）保険（B63 項参照）

当委員会からのコメント

7. 当委員会は、ISSB に対し、「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示に関する提案及び当該提案の根拠について、主に次のようなコメントを行った[1]。

（「カテゴリー15」に含めるべき排出の種類）

8. 報告が強制されるべき排出をファイナンスド・エミッションに限定し、その他の種類の排出は任意での報告とする提案に同意する。

（ファイナンスド・エミッションからのデリバティブの除外の容認）

9. 企業がファイナンスド・エミッションから特定のデリバティブを除外することを容認する提案に同意する。

（「カテゴリー15」におけるファイナンスド・エミッションの小計）

10. 「カテゴリー15」の排出が「スコープ 3」において重要性がある排出であることを前提とした場合、企業が「カテゴリー15」にファイナンスド・エミッションに加えて他の種類の排出を含めるときには常に、ファイナンスド・エミッションの小計を表示すべきであるという明示的な要求事項を IFRS S2 号に含めることを提案する。

（除外した排出よりも含めた排出の開示に焦点を当てること）

11. 「カテゴリー15」に含めた排出の種類及び「カテゴリー15」に含める排出の種類を決定する際の企業の方針についての定性的な記述を企業に要求することを提案する。具体的には、企業に次に関する記述を開示するように要求することを提案する。

    (1) ファイナンスド・エミッションに含めたデリバティブ及びファイナンスド・エミッションに含めるデリバティブを決定するための企業の方針（ファイナンスド・エミッションから除外したデリバティブの開示を要求する代わりに）。

    (2) ファイナンスド・エミッションに加えて「カテゴリー15」に含めた排出及び「カテゴリー15」に含める排出の種類を決定するための企業の方針（「カテゴリー15」から除外した排出の種類及びその規模を示す「数値（amount）」の開示を要求する代わりに）。

[1] https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20250623_01.pdf

12. 「数値（amount）」の概念が明確ではないため、「カテゴリー15」から除外した排出に関連する「数値（amount）」の開示を要求する提案を進めるべきではない。

（ファイナンスド・エミッションに関する追加的な開示との関係）

13. 「カテゴリー15」から除外したデリバティブが、ファイナンスド・エミッションの計算に含まれる資産運用残高（AUM）（IFRS S2 号 B61 項）及びグロス・エクスポージャー（IFRS S2 号 B62 項及び B63 項）の金額（amount）の計算に含まれるかどうかを明確にすることを提案する。

（IFRS S2 号におけるファイナンスド・エミッションの参照）

14. 「カテゴリー15」は、報告企業が資産運用、商業銀行又は保険の活動に従事している場合のファイナンスド・エミッションのみから構成されるものではない点を明確化することを提案する。

（救済措置の期限）

15. 「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004 年）」（以下「『GHG プロトコル（2004 年）』」という。）が改訂されたタイミングで、当該救済措置についても再検討すべきである。

ISSB の再審議の状況

16. 2025 年 9 月の ISSB ボード会議において、各論点についての ISSB スタッフによる ISSB の公開草案に対するフィードバックの分析及び当該分析に基づく ISSB スタッフの提案が説明され、審議及び暫定決定が行われた。

17. 利害関係者からのフィードックの概要は次のとおりである。

(1) 修正案に概ね賛成した利害関係者の大部分は、IFRS S2 号と「IFRS S2 号『気候関連開示』に関する結論の根拠」（以下「IFRS S2 号に関する結論の根拠」という。）との間の潜在的な矛盾に対処している、又は「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定方法の現状を踏まえたものであるとしていた。

(2) 修正案に反対した利害関係者の大部分は、当該修正案が「カテゴリー15」の温室効果ガス排出及び当該排出に関連する財務活動に関する情報の有用性及び重要性を損なうことを懸念していた。

(3) 多くの利害関係者が、ISSB に対し、救済措置に明確な期限を設けるか、又は、将来、救済措置の必要性を再検討することについて記述することを提案した。

(4) 多くの利害関係者が、「カテゴリー15」の温室効果ガス排出から除外されたデリバティブ及び金融活動の数値（amount）の開示の有用性について懸念を示した。また、「スコープ 3」「カテゴリー15」に含まれる「金融活動」の全体についての共通認識がないため、除外した金融活動に関する開示の有用性に懸念を示した。

(5) 少数の利害関係者は、「カテゴリー15」から除外した温室効果ガス排出に関する開示要求の代わりに、又はそれに加えて、「カテゴリー15」の温室効果ガス排出に含めた温室効果ガス排出に関する情報（例えば、「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の分解表示）に焦点を当てることを提案した。

（ISSB の暫定決定）

18. 前項のフィードバックに対する ISSB スタッフの分析及び提案を踏まえ、2025 年 9 月の ISSB ボード会議において、次の事項が暫定的に決定された[2]。

(1) ファイナンスド・エミッション以外の「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示に関する要求事項に対する救済措置案を最終化する。

(2) 修正する IFRS S2 号に関する結論の根拠において、救済措置の意図を明確化する。

(3) 「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定方法の進展のモニタリングを継続する。

(4) 救済措置の適用にあたり、企業が「カテゴリー15」の温室効果ガス排出から何を除外するかに関する情報を開示するための要求事項案を、次のことを条件として最終化する。

① 企業の「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示から除外されるデリバティブ及び金融活動の数値（amount）を開示する要求事項を、デリバティブに関連する活動を含む、除外される金融活動について記述する（describe）という要求事項に置き換える。

② 救済措置を適用する目的において、何をデリバティブとして扱ったかを説明することを企業に要求し、関連する財務諸表において適用された、一般に公正妥当と認められた会計原則又は実務に従って、当該項目がデリバティブの定義を満たしているかを記述するなど、救済措置の適用方法を理解できるようにする。

[2] ISSB Update 2025 年 9 月（https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/issb/2025/issb-update-september-2025/）の事務局による仮訳。

③ 企業がファイナンスド・エミッション以外の温室効果ガス排出を含めている場合、「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の合計及び企業の「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示に含まれるファイナンスド・エミッションの小計を開示する要求事項を追加する。

(5) 「カテゴリー15」の温室効果ガス排出から除外する金融活動の開示に関連する要求事項の目的を説明するガイダンスを提供する。

19. 2025年9月のISSBボード会議において、ISSBボードメンバーから次の意見が聞かれた。

(1) 「カテゴリー15」の温室効果ガス排出から除外したデリバティブの取扱いに関する開示について、救済措置の適用において何をデリバティブとして扱うかの説明に加え、財務諸表の作成においてデリバティブとして扱うものと異なる場合、その差異の説明を要求することの有用性に疑問を感じる。救済措置の適用にあたりデリバティブとして扱った対象を説明し、救済措置の適用方法を理解できるようにするという趣旨の開示要求に変更することを提案するという意見が聞かれた。

(2) 投資家がどのような追加的な情報を必要とするかを判断するには時期尚早であり、「カテゴリー15」の温室効果ガス排出から除外した金融活動に関する開示を要求すべきではないという意見が聞かれた。

Ⅳ. 事務局による検討

事務局による検討方針

20. 当委員会は、SSBJ基準の開発に当たり、基準を適用した結果として開示される情報が、国際的な基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにするために、次の基本的な方針を定めている（サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「適用基準」という。）BC16項参照）。このため、ISSBによるIFRS S2号の修正に対応する気候基準の改正を検討するにあたっては、当該方針に基づき、次のとおり検討を進めることが考えられる。

(1) 原則としてIFRS S2号の修正案の内容をすべて取り入れることとする。

(2) ISSB基準の要求事項に代えて企業が適用を選択することができるSSBJ基準に追加した選択肢：
相応の理由が認められる場合には、IFRS S2号の要求事項にSSBJ基準独自の取扱い

を追加し、IFRS S2 号の要求事項に代えて SSBJ 基準独自の取扱いを選択することを認めることを検討する。

(3) ISSB 基準にない追加的な定めの追加：
IFRS S2 号と異なる定めを置くことにはならないものの、ISSB 基準にない定めであっても、個別に検討したうえで必要と認められる場合には、SSBJ 基準の要求事項に追加した定めを置くことを検討する。

対応する気候基準の定め

21. 当委員会は、2025 年 3 月に最初の SSBJ 基準を公表した後に、「SSBJ 基準と ISSB 基準の差異の一覧」[3]及び「SSBJ 基準と ISSB 基準の項番対照表」[4]を公表している。

22. 「SSBJ 基準と ISSB 基準の項番対照表」に基づき識別した、ISSB の公開草案における本論点に関する提案の対象となる項番に対応する SSBJ 基準の項番は、次のとおりである。

IFRS S2 号	気候基準
第 29 項(a)(vi)	第 55 項から第 57 項
第 29A 項	該当なし
B59 項	第 57 項及び C3 項

23. また、「SSBJ 基準と ISSB 基準の差異の一覧」にも記載されているとおり、次の事項に関して、気候基準には、ISSB 基準の要求事項に代えて企業が適用を選択することができる SSBJ 基準に追加した選択肢がある。

(1) ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示対象となる活動を行う場合であっても、それらを業として営むことについて企業が活動する法域の法令により規制を受けていないときは、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しないことができるとする容認規定（気候基準第 58 項）

(2) ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示対象となる 3 つの活動の定義（気候基準第 59 項）

[3] https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/ssbj_20250331_01.pdf
[4] https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/ssbj_20250331_02.pdf

24. 本論点に関して、現行の SSBJ 基準には、ISSB 基準に含まれない追加的な定めは設けられていない。

25. 対応する現行の気候基準の定めについては、別紙 1 のとおりである。

事務局による対応案

（「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示について、ファイナンスド・エミッションに限定すること並びにデリバティブを除外することの容認）

26. 次の理由から、ISSB ボード会議における暫定決定の内容と整合的に、ISSB の公開草案第 29 項(a)及び第 29A 項(a)の内容を気候基準に取り入れる形で、ファイナンスド・エミッションが「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出を構成するものあることを明確化すること、及び「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示について、ファイナンスド・エミッションに限定すること並びにデリバティブを除外することができることとしてはどうか。

(1) 第 20 項のとおり、ISSB による IFRS S2 号の修正に対応する気候基準の改正を検討するにあたっては、原則として IFRS S2 号の修正案の内容をすべて取り入れることとしている。この方針と整合的に、当該容認規定についても ISSB 基準と整合させることが考えられる。

(2) 第 8 項及び第 9 項のとおり、当該容認規定に関する修正案については、我が国の利害関係者から賛成する意見が聞かれており、当該意見を踏まえたコメントを提出していた。

（除外した金融活動及び除外したデリバティブに関連する金融活動に関する説明並びに救済措置の適用にあたって何をデリバティブとして扱うかの説明の開示）

27. 次の理由から、「カテゴリー15」の温室効果ガス排出から除外した内容に関する開示要求についての ISSB ボード会議における暫定決定と整合的な内容を気候基準に取り入れることが考えられるがどうか。

(1) 「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示に関する除外規定を導入するにあたって、何らかの追加的な開示を要求することについては、我が国の利害関係者から反対意見は聞かれていなかった。

(2) ISSB の暫定決定では、「数値（amount）」の開示を要求する案を取り下げ、「カテゴリー15」から除外した内容に関する説明を要求することとされており、この点は、当委員会からのコメント（第 11 項参照）が一部受け入れられたものと考えられる。

(3) ISSB ボード会議における暫定決定の内容は、依然として「カテゴリー15」から除外した排出に焦点を当てた開示要求となっており、「カテゴリー15」に含めた排出に焦点を当てた開示を提案した当委員会のコメントが完全に反映されたものとはなっていないが、上記(1)及び(2)の内容を踏まえると、当該開示要求について、ISSB 基準の内容をそのままの形で取り入れないとすることに相応の理由は認められないと考えられる。

（ファイナンスド・エミッションの小計の開示）

28. 企業がファイナンスド・エミッション以外の温室効果ガス排出を「カテゴリー15」に含めている場合に、ファイナンスド・エミッションの小計の開示を求めるという ISSB の暫定決定の内容は、当委員会のコメント内容と整合的であることを踏まえ、ISSB の暫定決定の内容を取り入れることが考えられるがどうか。

29. なお、「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の合計の開示については、現行の気候基準第 55 項において「スコープ 3」温室効果ガス排出をカテゴリー別に開示することを求めており、気候基準の定めが既に ISSB の暫定決定の内容と整合するものとなっている。このため、特段の改正を行わないことが考えられる。

（ISSB 基準の要求事項に代えて企業が適用を選択することができる SSBJ 基準に追加した選択肢を含めるか）

30. 前項までに述べたとおり、本論点については、IFRS S2 号の修正案と整合的に気候基準を改正するか、現行の気候基準が既に IFRS S2 号の修正案と整合するものとなっているため特段の改正を行わないことが考えられ、SSBJ 基準独自の取扱いの追加は不要と考えられるがどうか。

（ISSB 基準に含まれない追加的な定めを含めるか）

31. 前項と同様に、本論点については、IFRS S2 号の修正案と整合的に気候基準を改正するか、現行の気候基準が既に IFRS S2 号の修正案と整合するものとなっている。また、第 13 項の当委員会からのコメントの内容については、現時点までの ISSB の再審議において、ISSB が特段の対応を行う可能性は示唆されていないが、当委員会において気候基準独自での明確化を図ることに相応の理由は認められないと考えられる。このため、ISSB 基準に含まれない定めの追加する必要性はないと考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

① 「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示に関する次の提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

(i) ファイナンスド・エミッションは、「スコープ 3」「カテゴリー15（投資）」を構成するものであることを明確にする。

(ii) 「スコープ 3」温室効果ガス排出を開示するにあたり、「カテゴリー15」に含める温室効果ガス排出をファイナンスド・エミッションに限定すること、及びデリバティブに関連する温室効果ガス排出を「カテゴリー15」から除外することができることとする。また、除外した「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出に関連する金融活動及びデリバティブに関しての説明を求める。

(iii) 「スコープ 3」「カテゴリー15」にファイナンスド・エミッション以外の温室効果ガス排出を含めている場合、「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の開示に含めたファイナンスド・エミッションの小計を求める。

② ISSB 基準の要求事項に代えて企業が適用を選択することができる SSBJ 基準に追加した選択肢は設けないとする提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

③ ISSB 基準に含まれない追加的な定めは設けないとする提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以　上

別紙１　気候基準からの抜粋

Ⅱ．用語の定義

ⅰ．本基準において定義している用語

(c) 指標及び目標

6.　本基準は、指標及び目標に関して、次のように用語を定義している。

(1)　「ファイナンスド・エミッション」とは、報告企業が行った投資及び融資に関連して、投資先又は相手方による温室効果ガスの総排出のうち、当該投資及び融資に帰属する部分をいう。

Ⅲ．コア・コンテンツの開示

ⅳ．指標及び目標

(b) 気候関連の指標

（温室効果ガス排出の絶対総量の開示）

スコープ 3 温室効果ガス排出の開示

55.　スコープ 3 温室効果ガス排出（第 47 項(3)参照）については、「スコープ 3 基準（2011 年)」に記述されているスコープ 3 カテゴリーに従い、報告企業の活動に関連するカテゴリー別に分解して開示しなければならない。

56.　「GHG プロトコル（2004 年)」とは異なる方法により測定したスコープ 3 温室効果ガス排出について、報告企業の活動に関連するカテゴリー別に分解して開示することができない場合、「スコープ 3 基準（2011 年)」のスコープ 3 カテゴリーのうち、報告企業の活動に関連するカテゴリーの名称を開示しなければならない。

ファイナンスド・エミッション

57.　報告企業が次の 1 つ以上の活動を行う場合、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しなければならない（別紙 C 参照)。

(1)　資産運用に関する活動

(2)　商業銀行に関する活動

(3)　保険に関する活動

58.　報告企業が第 57 項(1)から(3)に定める活動を行う場合であっても、これらを業として営むことについて企業が活動する法域の法令により規制を受けていないときは、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しないことができる。

59.　報告企業が第 57 項(1)から(3)に定める活動を行っているかどうかを判断するにあたり、次の定義を用いることができる。

(1)　「資産運用に関する活動」とは、機関投資家、個人投資家及び富裕層の投資家のために手数料又は報酬と引換えにポートフォリオを運用する活動をいう。

(2)　「商業銀行に関する活動」とは、預金を受け入れ、個人及び企業に対して融資を実行したり、インフラ、不動産及びその他のプロジェクトに対して融資を実行したりする活動をいう。

(3)　「保険に関する活動」とは、保険関連の商品（伝統的なものも非伝統的なものも含む。）を提供する活動をいう。

別紙C：ファイナンスド・エミッション

Ⅰ．ファイナンスド・エミッション

C3.　報告企業が次の1つ以上の活動を行う場合、本別紙に定める追加的な情報を開示しなければならない。

(1)　資産運用に関する活動

(2)　商業銀行に関する活動

(3)　保険に関する活動

以　上